



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月19日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

※滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例(スポーツ課)	2
※滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(子ども・青少年局)	2

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例(条例第1号)

- 1 東京オリンピック競技大会および東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウンおよび事前合宿地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置することとしました。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とすることとしました。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。(第3条関係)
- 4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとしました。(第4条関係)
- 5 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしました。(第5条関係)
- 6 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとしました。(第6条関係)
- 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。(第7条関係)
- 8 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

○ 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 基金の設置目的に不妊治療を望む者への支援を追加することとしました。(第1条関係)
- 2 条例の有効期限を令和7年6月30日まで延長することとしました。(付則関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第1号

滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会および東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウンおよび事前合宿地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第2号

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成21年滋賀県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ならびに保育」を「、保育」に改め、「実施」の右に「ならびに不妊治療を望む者への支援」を加える。

付則第2項中「令和6年6月30日」を「令和7年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

